

第54回 男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会  
議 事 録

(開催要領)

- 1 日 時 平成23年4月28日(木) 15:00~17:00
- 2 場 所 永田町合同庁舎第1共用会議室
- 3 出席者

会長	辻村 みよ子	東北大学大学院教授
委員	阿部 裕子	特定非営利活動法人かながわ女のスペースみずら理事
同	小木曾 綾	中央大学大学院教授
同	木村 光江	首都大学東京教授
同	竹信 三恵子	和光大学教授
同	種部 恭子	女性クリニックWe 富山院長
同	林 陽子	弁護士
同	原 健一	佐賀県DV総合対策センター所長
同	番 敦子	弁護士
同	平川 和子	東京フェミニストセラピィセンター所長
同	森田 展彰	筑波大学大学院准教授
同	山田 昌弘	中央大学教授

(議事次第)

- 1 開会
- 2 配偶者暴力等被害者支援緊急対策事業の結果概要
- 3 協力団体からのヒアリング及び意見交換
  - (1) 女性相談
  - (2) 急性期の性暴力被害女性相談
  - (3) 男性相談
  - (4) 外国人相談
- 4 東日本大震災に関連した女性に対する暴力に関する取組について
- 5 閉会

(配布資料)

- 1 配偶者暴力等被害者支援緊急対策事業 結果概要
- 2 女性相談 (NPO 法人全国女性シェルターネット共同代表 近藤恵子氏)
- 3 急性期の性暴力被害女性相談 (まっしま病院助産師長 小竹久美子氏)
- 4 男性相談 (シニア産業カウンセラー 吉岡俊介氏)
- 5 神奈川拠点における男性相談 (阿部裕子委員)
- 6 外国人相談 (日本キリスト教婦人矯風会理事 大津恵子氏)
- 7 東日本大震災の復興にあたって (男女共同参画会議議員)
- 8 東日本大震災に関連した女性に対する暴力に関する取組について (内閣府)

- － 1 東日本大震災への対応について
  - － 2 女性や子育てのニーズを踏まえた災害対応について  
(避難所等での生活に関する対応の依頼)
  - － 3 女性被災者に対する相談窓口の設置及び周知並びに懸念される女性に  
対する暴力への対応について
- 9 東日本大震災に関連した女性に対する暴力に関する取組について (警察庁)

(議事録)

○辻村会長 それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、第 54 回の「女性に対する暴力に関する専門調査会」でございます。本日は、内閣府の男女共同参画局において、2月から3月の約2か月間実施されました配偶者暴力等被害者支援緊急対策事業、パープルダイヤルの実施計画について、まず結果報告をいただきまして、協力団体からのヒアリングを行いたいと考えております。

また、前回はちょうど3月11日でございますので、本日は、その東日本大震災に関連いたしまして報告がございます。お手元の資料の中では、資料7以下にございますけれども、これについて若干の時間をとりたいと考えております。

それでは、パープルダイヤルの実施結果について、まず、男女共同参画局から御報告をいただきます。よろしくお願いたします。

○原暴力対策推進室長 最初に挨拶をさせていただきます。

3月11日に、配偶者間暴力対策調整官として御挨拶させていただきましたが、4月1日に男女共同参画局の組織変更があり、暴力対策推進室を新たに設置し、私は暴力対策推進室長という職に就きましたので、どうぞ引き続きよろしくお願いたします。

○辻村会長 原室長とお呼びすればよろしいですか。

○原暴力対策推進室長 では、結果概要について、私の方から簡単に御説明させていただきます。資料1を御覧いただきたいと思っております。

2月8日から3月27日までの48日間にわたって行いました。現在、統計的分析等を行っておりますが、非常に作業が膨大なため、今日は、その7週間のうちの4週間分の相談の分析について説明させていただきますと思っております。

1枚目ですが、全体で1万1,314件、4週間で相談対応表への記載まで行っております。このうち8,780件が女性の相談。また、1,214件、約1割が急性期、今回は被害から1年以内の方を急性期と呼んでおります。残りの1割強が男性と外国人の方からの相談となっております。

次の2ページ目を御覧ください。これから特徴的なところだけ御説明させていただきます。最初に、女性の相談にかかってきた中でのDV相談についての分析になります。かかってきた時間ですが、10時台から18時までが600件を超えております。午前10時から正午までをピークとして、午後6時までの間が非常に多かったという結果になっております。

3ページ目を御覧ください。相談してきた方の年齢ですが、30歳代が最も多くなっておりますが、10

歳代から70歳以上の方まで幅広く相談が寄せられているのが非常に特徴的なこととなっております。また、加害者との関係についてみると、交際相手からの被害が14.6%となっております。現在、DV防止法の対象とはなっておりませんが、一定の数、相談が寄せられております。

4ページ目を御覧ください。暴力を振るわれた継続年数についてみると、「16年以上」の方が22.7%いらっしゃいます。「10年以上」ということでみると、約4割の方が10年以上の長期にわたって継続して被害を受けているという状況になっております。

次のページを御覧ください。電話相談の中で行った支援について、傾聴、情報提供、リファー先の紹介などに分類しております。リファー先の紹介が51.4%で最も高くなっております。急性期の暴力や、男性、外国人からの相談と比べても、リファーを行ったという数字が高くなっております。リファーした先としては、男女共同参画センター、配偶者暴力相談支援センター、法テラスといった順番になっております。

次のページを御覧ください。女性の相談にかかってきたDV以外の相談件数ですが、DV以外の中に、強姦・強制わいせつが27.7%、約3割で、人身取引、セクハラ、ストーカー行為を合わせると943件かかってきております。これらについて分析を行ってみると、加害者との関係では、家族ですとか、職場や学校、地域の関係者、そういった方からの被害が多くなっています。知っている人からの被害が80.9%、見知らぬ人からの被害というのは7.4%、これは不明、無記入を除いても1割未満という結果になっております。

次のページを御覧ください。強姦や強制わいせつの被害に遭って1年未満の方は、別途相談回線がありましたので、これは過去の方だと思いますが、過去の方の相談につきましても、先ほどのDVの相談と比べますと「傾聴」の割合が非常に高くなっております。リファー先としましては、男女共同参画センター、性暴力被害者支援の民間団体等と続いております。

8ページを御覧ください。8ページが、被害に遭われてから1年未満の方の回線の分析になっております。全体で1,214件の中で、578件が無言とかいたずら・苦情等となっております。無言とかいたずらというものだけを足すと、約4割かかってきております。他の女性からの相談や、男性、外国人からの相談と比べても、無言とかいたずらの割合が非常に大きくなっております。

相談が掛かってきた時間ですが、22時以降翌朝の10時までを全部足すと約4割の相談が寄せられております。先ほどのDVの相談は、昼間の相談時間が多かったのも、それとはちょっと異なる結果となっております。

9ページ目を御覧ください。相談者の年代ですが、30歳代以下が、約54%と半数以上を占めております。DVの相談は、幅広い年代から相談がありましたが、ここでは30歳代以下が、約3割となっております。こちらの相談の方は比較的若い層の方からの相談が多かったという結果となっております。

また、加害者との関係をみると、知っている人からの被害が70.5%、見知らぬ人からの被害が15.9%となっております。知っている人の内訳としては、家族、職場関係者、学校関係者等からの被害が多くなっているという結果になっております。

次のページを御覧ください。急性期の被害の方の電話相談の中での支援としては、リファーマの紹介が高くなっております。それに、「傾聴」が続きますが、どちらもDVに関する相談と比較して低い数字になっています。リファーマとしては、男女共同参画センター、法テラス、民間支援団体という順番になっております。

11 ページを御覧ください。男性相談につきましては、全体で 776 件、そのうちDVに関係するものは 174 件となっております。相談者の年代ですが、30 代、40 代の方が中心になっております。

暴力を振るわれた継続年数ですが、先ほど女性のDV被害者の約 4 割が 10 年以上継続して暴力による被害を受けていたということと比較しまして、1 年未満と 1～3 年が多い。3 年未満で大体 3 割という結果になっております。

12 ページを御覧ください。暴力の様相、中身につきましては、身体的、精神的、性的なもの、それぞれ数字が挙がっておりますが、女性のDV被害者と比較すると、いずれも低い数値になっております。また、これまでの支援経験、これまで、このDV被害について支援を受けたことがあるかという問いにつきましては、166 件中 13 件の方のみが支援を受けたことがあるということで、これまであまり支援につながっていなかったという結果になっております。

次のページを御覧ください。支援の内容としては、リファーマの紹介、「傾聴」と続いております。割合としては女性の相談と比較しても非常に低くなっております。リファーマとしては、男女共同参画センター、配偶者暴力相談支援センター、精神保健福祉センター、法テラスという順番になっております。

次のページを御覧ください。これは男性相談にかかってきたDV以外の相談です。この中で、無言・いたずら・苦情等を除くと、大体 400 件かかってきております。強姦・強制わいせつ、セクハラ、ストーカー行為、その他とあり、その他というのが一番多くなっております。その他の中身につきましては、DVの加害者の立場としての相談、また、性にまつわる悩み、不安ですとか、暴力に関係のない、非常にさまざまな相談が寄せられております。

次のページを御覧ください。外国人相談の集計になっております。外国人相談につきましては、全体で 544 件となっております。今回、相手から聞いた中身を相談対応表に落としているのですが、なかなか不明の部分が多くて、余り分析できておりません。それを前提とした分析になりますが、使われている言葉としては、タイの言葉が一番多くなっております。

次のページを御覧ください。外国人相談の中で特徴的なこととしては、日本人の方からの相談経路としては、ほとんどが自分でテレビCMを見たといったことにつながってきていますが、外国人の相談では、紹介されたという経路が、自分で見つけたとする人を上回っております。また、どこから紹介されたのかという点については、友人とか、知人とか、そういったところが非常に多くなっていきます。また、どういった目的で相談してきたのかという点ですが、DVの相談や急性期相談では、話を聞いてもらいたいという相談がある程度の割合であります。外国人の方につきましては、話を聞いてほしいというのが 7.1%で、ほかの回線と比べると非常に低くなっているという状況になっております。

次のページを御覧ください。外国人のDV以外の相談ということになりますが、こちらにつきましても、相談対応表の記述の中身を読み取る必要がございますので、現時点ではまだ整理できておりません。相談員からの報告では、男性の相談と同様、さまざまな相談が寄せられていると聞いております。また、その他統計的なデータではありませんが、相談員の方からは、相談者とのやりとりよりも、通訳の手配など、実際に支援先とつなげていくための調整に非常に時間がかかったために、相談件数以上の困難なことがあったという報告を受けております。

以上が、簡単ですけれども、今回の結果概要です。

一番最後に今回の事業の体制図をつけておりますが、本日報告いただく方々につきましては、これまで、民間で、女性のDV被害者や性暴力の被害者、また男性相談や外国人の支援に取り組んでこられてきた方々で、今回事業を始めるに当たり、どういった体制を組むことが必要であるのかという点をお聞きするとか、そういったところからかかわっていただいて、それぞれの回線の責任者として実施に携わっていただきました。その方々から報告いただくことになっております。

以上です。

○辻村会長 ありがとうございます。ただいまの概要説明についての質疑はまた後ほどまとめて行いたいと思います。

本日は、今、御紹介ありましたように、この資料1の一番後ろについております、女性相談、急性期の性暴力被害相談、男性相談、外国人相談、こういう4種類につきまして、それぞれ各拠点で責任者として対応してくださいました方々に御報告をいただくことになっております。4つの団体それぞれ、短くて非常に恐縮でございますけれども、10分程度御報告をいただいた後、委員の方々から、5分程度それに関する質疑をしていただきまして、そして、4団体が終わりました後に大体30分程度の時間をとりたいと思っておりますので、まとめて、ただいまの概要説明も含めた質疑をしたいと考えております。

それでは、まず初めに、女性相談に携わられました、NPO法人の全国女性シェルターネット共同代表の近藤恵子様からお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○近藤恵子氏 シェルターネットの近藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。パープルダイヤルの報告要旨ということで資料を御覧いただきたいと思ひます。

○辻村会長 資料2を御覧いただきたいと思ひます。

○近藤恵子氏 先ほど原室長の方からも全体の御報告がありましたが、相談内容の特徴としては、10代から80代まで、90歳近い方からの御相談もありまして、幅広い当事者からの相談を承りました。特に高齢の方の御相談としては、50年、60年と本当に長い間、誰にも言えず、ひどい性暴力被害の後遺症を抱えたまま生き抜いてこられた、そういう相談が随分今回は目立ちました。そういう方々については、特にリファーマーがあるとかいうことではございませんけれども、ひたすら傾聴に努めるという結果でしたが、相談員が大変重い事実打ちのめされるようなことも多々ございました。

それから10代の方ですね。デートDVの深刻な実態も浮き彫りになりました。特に中学生、高校生などから直接御本人の相談がありまして、それから実際に暴力行為の果てに妊娠したという10

代のお子さんを持つ御両親から御相談がありましたり、それから友人が大変心配して相談していただいたり、そういった相談を合わせると、10代、それから若い層の性暴力被害がこれほど深刻な実態なのかということについて改めて対策が求められるということを実感いたしました。

それで、こういったデートDVというのはDV防止法の対象にはなっておりませんが、実際に付添支援をいたしまして、シェルター対応が必要なような緊急事例も発生しておりますので、このことは大きな課題として浮上してまいりました。

また、繰り返しかけてこられる、そういうリピーターの方も大変多うございまして、中には、この7週間の間に何度も何度も電話をかけてこられて、実際に法律相談をしましたり、それから脱出の準備をしたりしながら、お一人お一人が解決に向けての具体的な行動を起こされるというケースもございました。

また、最も多かった過去の性被害についての相談、訴えということですが、長年の暴力被害とともに生きてこられた方々が大変な後遺症を抱えて、本当にのたうち回るような生活を続けておられるということがよくわかったわけですが、相談できなかつた、どこに行っても話をちゃんと聞いてもらえなかつた、訴える場所がなかつた、この電話では本当に信じてもらえるのかといったような共通する訴えが多うございました。長い間たみ込んできた被害の記憶をお話しするのはここが初めてなのということです、本当に言葉を選びながら、長い時間をかけてその方の被害経験を語られるという経験をいたしました。

ちょっと別になりますけれども、過去の性被害ということについては、3月11日の震災以降、あの震災の揺れとか、停電とか、それからいろんな情報によって、それがフラッシュバックという形でよみがえってきて、長い間ふたをしていた過去の性被害が、今、目の当たりになって物すごい恐ろしい悪夢にうなされているとか、それから実際に子どものときに宮城県の仙台市で被害に遭ったと。それで、この震災の報道が繰り返し繰り返し流されるたびにそのときの被害がよみがえってくる。あのときの加害者はあの津波で死んだのだろうか。死んでくれていればいい。あるいは逆に、もし生きているのだったら、私に謝罪もせずのうのうと生き抜いているのだったら、それも許せないという、すごい葛藤の中で不眠症になって眠れなくなって、仕事に行けなくなって、大変な状況の中からお電話されてきたという方もおいでになりました。

そういう過去の性暴力被害については、残念ながら有効なリファーマー先が少ない、ほとんどないということが、相談を受ける側としても大変つらい経験でした。また、そういう方々は、重篤なPTSDを抱えておいでになる方が多くて、本当に自分は統合失調症で入院を繰り返してきたのだとか、今も薬を飲み飲みこの電話をかけているのだとか、それから電話をかけている最中にばたっと電話が切れてしまうとか、本当に深刻で、心配な状態がたくさんございました。

それから、これは実際に付添支援で起こった事例ですが、ようやくの思いで電話をかけるのにたくさん薬を飲んでしまったと。それで、話しているうちに意識がもうろうとしてくるわけですね。こちらの方としては、電話をつなぎながら、ようやくその御住所とお名前を伺って、すぐに110番通報して緊急対応したというケースもございました。

それから、そういったDV被害もそうですし性暴力被害もそうですけれども、多様な二次被害の訴えというのがございました。こちらが、こういうところに御相談なさったらいかがですかとか、こういう方法がありますよと情報提供しても、そこも行った、あそこも行った、ここではこうだった、あそこではこうされたというふうに、手だてになるようなところにはどなたもいろんな形でアクセスされていて、そこで十分な対応が受けられなかったということがまた更なる後遺症を深刻化するようなことにもなっておりまして、実際にセクシャルハラスメントの被害などでいろんなところに行ったけれども、十分な対応ができずに仕事をやめさせられる、地域でも生きていけなくなる、生活保護もなかなか受けられないという形で、今日明日の生死をかけて相談されてこられる方もたくさんおいでになりました。

特に二次被害の訴えで多かったのは警察とDVセンターと医療機関です。この3つはそれぞれが当事者にとっての命綱になる機関なのです。そこが十分な対応ができてないということが今後の大きな課題ではなかろうかと思っています。また、そういった相談者の方々がどなたも、24時間のフリーダイヤルだったことがとてもありがたいとおっしゃっていただきました。無料でかけられる、どこからでもかけられる、夫、加害者がいないときにいつでもかけられる、深夜でも明け方でもかけられる、そういう電話の有効性というのは今後本当に私たちが施策化していかなくてはいけないことだと思っています。これは3月27日に終了いたしましたけれども、その後もずうっとアクセスが続いておりまして、300件から350件のトラフィックを確認しております。

次のページにまいります。今回の事業では付添支援というものがあつたことが大変大きな意義だったと思いますけれども、「相談から支援へ」ということで、特に急性期対応の意義ということでは、実際に被害に遭われた方が警察対応されて、そこからもう動けなくなっているという方を急性期対応の機関につなぐということができましたし、いろんな形で受け皿を持った相談ダイヤルだったということがとても大きなことだったと思います。

被害のダメージだとか、その後遺症によって、こうしたいけれどもそれができない、恐ろしくてあそこへ行けない、一人でタクシーを呼んで動けないという方々のために、今回、付添拠点の相談支援が動いたわけですけれども、そのことによってサポートの道が開かれたということもありますし、また、本来の支援システムを、社会資源を活用することができたということがあると思います。

また、そのリファー先、付添支援の相手先としてのさまざまな機関で、官民の連携の格差がまた浮き彫りになりました。実際に民間の支援団体とか、それからこういった問題にかかわるさまざまな諸機関が、日常的に連携が強いところ、そういうところは深夜であっても明け方であっても大変よい対応ができましたけれども、そうでないところ、特に民間支援団体やサポートグループがない空白地域等では、深夜の付添支援というのはなかなか難しゅうございましたし、それから関係機関への対応ということについてもいろんなハードルがございました。

また、回復支援の継続相談ということで、付添支援で何らかのお手伝いをした後の支援ということでは、それぞれの付添支援拠点、民間の支援団体等がそれぞれの事例を現在も伴走しているという状況でございます。

こういった相談内容から私たちが今後の必要な取り組みとして見えてきたものということで幾つかまとめてみましたけれども、まず何よりも、24時間365日のフリーダイヤルのホットラインを国の事業として継続するという事は絶対に必要だと思います。また、今回、医療機関をベースとする急性期の機関との対応があったことは大変大きな意義がありました。こういったところが全国各地に必要な数だけ整えられる必要があると思います。大阪とか東京の方でしたら、すぐそこにおつなぎすることができました。けれども、それ以外の地方では、必要な医療機関にすぐつなぐということがなかなか難しゅうございまして、そこが大きな課題になっております。また、そのときに、実際に性暴力被害に遭った、DV被害に遭った、デートDVの困難な局面にある、そういう当事者に付き添って、その方の心理状態や極めて困難な状態を十分に理解して、必要な支援をするという専門職員の養成と配置がどうしても必要だと思います。

例えばDV被害の付添支援ということについては、DV法を根拠にして、それぞれのサポートの蓄積がございまして、十分とは言えないまでもかなりの付添支援が実行できます。しかし、性暴力被害を受けた、重いPTSDを抱えた方ということになりますと、薬への依存があったり、それから実際に統合失調症の症状、あるいはフラッシュバックの過激な症状なんかがあるときに、そういうことをよくわかった支援員でないと十分な配慮ができないということがございまして、それを改めて研修、養成、配置するということが求められていると思います。これは当事者にとって本当に必要なことだと思っています。

併せて、医療機関や警察や、それから相談機関で働く方々に、こういった被害を受けた方々に対してこういう対応をするのだという研修を是非徹底していただきたいと思います。また、付添支援ではいろいろな関係機関にお手伝いいただくこととなりますけれども、そこが是非ワンストップサービスのような形で、当事者や支援員に過重な負担がかからないような形で回復支援が行えるようなシステムを何としまつくっていただければと思っています。

そのためには、今、DVセンターなんかでも都道府県必置のものはございましてけれども、各地域に細かく張りめぐらされた支援センターというのはまだございまして、先ほど申し上げた民間の支援団体の空白地域等もございまして、できれば政令市や中核都市を中心にして、市町村にも配偶者暴力相談支援センターが設置されることが望ましいと思います。

その設置が望ましいという根拠は、緊急一時保護、つまり、シェルター対応が起こるときに、今は都道府県の知事による措置権が使われるわけですね。その措置の権限というのは県の配偶者暴力相談支援センターにあるわけですが、政令市や中核市、市町村の配偶者暴力相談支援センターでもすぐにその措置権を使って一時保護ができるようになりますと、当事者があちこちに行き惑うということがなくなりますので、そこは何かかならないものかなと熱望しています。

それと続いて、措置による緊急一時保護制度というのは是非見直しをしていただきたい。今ここでこういう人が必要だということが現場でわかっているけれども、措置というシステムの中で一度お伺いを立てて、では入ってくださいということになるわけですから、そこをもう少し柔軟に、現場がすぐその当事者の意向に沿って対処できるようなことになってもらいたいと思います。それは相談から自立支



援まで、当事者が自分が受けた被害からの回復支援の主体者であって、その権利を行使できる主人公なのだという考え方を是非これからの制度改革に生かしていただきたいということなのですね。保護救済事業ということではなくて、女性の人権確立の事業というふうに視点をつくり変えていただいて、今、課題になっておりますDV防止法の第三次改正や包括的な性暴力禁止法の制定に向けて、是非ここからも御提言をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○辻村会長 どうもありがとうございました。貴重な御報告をいただきましたけれども、御報告の内容に限定して、御質問ございますか。

もし後ほどまとめてということであれば、後にさせていただきます。それでは、ありがとうございました。

次は、急性期の性暴力被害女性相談に携わられました、まつしま病院助産師長の小竹久美子様、御説明をお願いいたします。

○小竹久美子氏 急性期の相談の報告をさせていただきます。

まず、結果から見えてきたことですが、急性期の相談は大阪と東京の2か所で受けました。相談を受けた件数が2,332件、大阪と東京と大体同じような件数でした。1回線にかかった相談件数としては、女性相談の1.5倍、それから完了呼数は2.1倍、応答率は83%で、かなり高かったと言えます。この数値に関しては、国が実施した初めての性暴力被害に対する相談への関心が高かったことが反映されているのではないかと考えています。

それから強姦と強制わいせつに関する相談というのは150件で、そのうち1年以内というのはやはりすごく少なく、120件でした。これは拠点で集計していきまして、本人以外の、男性からの明らかに作話と考えられるような相談というのは除いて集計してあります。

それから、女性相談の方でも出ていましたけれども、24時間無料でかけられるという利点が、10代を含む若い世代からの、それと携帯電話を利用した相談件数がとても多かったということに反映されていると思います。

それから無言とかいたずらという件数がとても多くて、4割を占めていました。これは逆に、24時間の無料のホットラインであるということの弊害だったと考えられるかもしれないと考えています。このことについては後でまた説明させていただきますけれども、このことで本当に必要な人が相談するための回線がふさがってしまったということ、それとプラス重要なことは、対応する相談員への嫌がらせというか、相談員が非常に恐怖に感じたりということにもつながりました。これはやはり性暴力に対する社会の無理解というのが反映されていると思いますし、被害を受けた人とか弱者がとても生きにくい、安全ではない社会であるということも言えるのかなと思います。

それから被害直後の相談件数というのは、1年以内でも120件で、更にもうちょっと、かなり急性期というか、例えば医療機関によく来られる72時間以内とかいう人は本当に数としては少なく、電話相談を受けた後に面接相談につながって医療機関へつながるというケースは、東京と大阪を含めて合わせて6件ととても少ない数でした。これは実施前から、急性期の人はとても少ないのではないかと

と予想はしていたのですけれども、その予想どおりだったということになります。

被害直後の人の相談件数が少なかった理由として、下の方に挙げています。1つは、やはり性暴力に関する社会的な啓発がまだ不足しているのではないかということ、それから事業の広報がまだ十分に行き届かなかったということで、これは今後やはり丁寧な準備ということが必要になってくると思いますし、あとはシステム上のトラブルなども少なくする必要があります。

それからテレビで広報された後に非常に相談件数が増えたということがありましたけれども、性暴力に関する情報というのはまだ不足していたのかなと考えています。

それから相談を受けた後の対応ですけれども、いろんな安全のために、病院で、東京と大阪でということまでは公表したのですが、どこでやっているということは、実はいろんな準備ができなくて公表はしていませんでしたので、その後のいろんな的確な情報がなかなか出せなかったということもありました。

それから性暴力の急性期という時期に対しては、非常に混乱が強い時期であるとか、なかなか言葉にできない時期であるとか、それからすごい恐怖が強い時期であるとか、被害者に対して社会的な偏見とか強姦神話とかがありますし、それから被害者自身もなかなか被害を受け入れにくいということとか、いろんな状況が考えられると思いますし、今後は非常に丁寧な広報とかが必要になってくると思っています。

今回相談されている方は、電話を受けてくれている人がどこで相談を受けているかというのがわからないような状況だったのですけれども、大阪では SACHICO という、今、民間でやっているところがあって、そこは同じ時期に実は 299 件の電話相談があって、その 299 件の相談のうち来所して面接相談までつながった人が 56 件というふうにして、その後の継続の率がとても高いということが率として出ています。なので、具体的な相談につなげるためには、信頼関係があるということも非常に大きな要因ではないかと考えました。

それから、典型的な相談の例について少し紹介します。まず1つは、警察官の初期対応の悪さを訴える強姦とか強制わいせつの被害の件数があったということで、強姦と強制わいせつの加害者の7割が顔見知りという状況でした。顔見知りであったりすることから、被害届けを出すというのはそんなに簡単にできることではないと思うのですが、更に現場の警察官からの二次被害があることで、相談者のいろんな権利が奪われたり、回復の機会が奪われることになったという相談が結構ありました。それから強姦と強制わいせつを相談した人のうちの2割が既に警察に通報はされていたのですけれども、警察官の対応が悪い例が多くて、この点が一番大きな問題ではなかったかというのが、相談員の意見と感想にも多く聞かれました。

それから私たちが対応が非常に困難だと感じたことですけれども、強姦被害のこととか性行為を写真で撮られて、そのことを脅されて、再被害、売春とかにつながったりというケースとか、あとインターネット上にその撮った写真をばらまかれて被害が拡大するという深刻な相談もありました。それで、動画はとりあえず削除されたのですけれども、ネットに出回った動画というのは消すことができないということもありますので、情報化社会と暴力の問題というのをすごく浮き彫りにしたケースだ

ったと考えています。

それからあと 10 代の女性からの相談では、同級生からの集団強姦とか、スポーツクラブの関係者からの強姦被害などの相談がありましたけれども、1つは、親に知られたくないというようなことがすごく多くて、例えば医療機関などへ行く場合は、経済的な問題とかいろんな権利の問題が出てくると、どうしても親の同伴とかが必要になってくるのですけれども、それによって、相談がその後に医療につながったり警察につながったりすることがおくれるということがありました。

それから、約 4 割を占めた男性からの相談とか嫌がらせについてですけれども、これはきっとあるかもしれないというのは相談員の中でも予想されていたことではありましたが、かなり私たちにとってはストレスが強かったです。特に夜間、深夜の嫌がらせとかの電話は相談員にとってはすごくストレスの強いものでした。24 時間で無料というのは、未成年者とかにとってはとても大きなメリットがあったと思うのですけれども、このことがやはり嫌がらせの電話を増やしたということも事実ではないかと考えています。

性暴力被害の相談ということで、ポルノ・ファンタジーをかきたてるというようなことがあったのではないかと考えています。性被害の作話の電話がすごく多くて、これはすごい問題だと思ったのですけれども、男性の支配力を性的な力と重ねて確認したりとか、男性としての力を確かめる手段ではないか、それから暴力により女性が快楽を得るというファンタジーを創作することで、男性自身は全然罪悪感を持っていないのではないかとということも考えられました。このことに関しては、いたずらということで見過ごすことなく、国レベルでの対応というのはすごく必要になってくると考えました。それから、いたずら電話の特徴としては、性描写がすごく詳細であったということとか、相談員の経験とか、どう思いますかという感想を求められたりということがあったということ、あと強姦神話をなぞるような話だったりということがありました。

それから、いたずらというか、男性だけではなくて、女性らしき人からの電話もあったのですが、トランスジェンダーとかの問題もあって、相談員の中からは、男性からの電話の対応についてはもうちょっと丁寧に対応する必要もあるのではないかと意見も聞かれました。

それからあと、精神疾患を持った人からの相談については、もうちょっと多いかもしれないということもあったのですけれども、意外に少なかったのではないかとというような相談員の感想も聞かれています。パープルダイヤルが終了してからカウンセリングルームとかに相談してくる人の中には、こういう精神疾患を持った人からの相談も結構多かったと聞いています。

それから睡眠薬を大量に服用したという相談例もあったのですが、住所とか番号とかが確認できずに、とりあえずこちらとしては 119 番するよという問いかけだけで終わったというケースもありました。

それから今後の課題についてですが、まずはやはり、前回の女性相談の中でも述べられていたけれども、医療機関の中にリファーストとしてのワンストップセンターのようなところが早目に設置されることが望ましいと考えています。

それからあとは、警察官とか、私たち医療関係者も含めてですけれども、いろんな急性期に対応す

る人への研修が本当に必要になってくるだろうということが言えると思います。

それからあとは、問題がいろんな複雑な方が支援を求めたりとか警察に行かれたりとかいうようなことがあるので、そういう問題を抱える被害者についての専門の対応の窓口があるととてもよかったのではないかと考えています。

それから警察との連携のために、警察に相談があった場合は、逆に民間とかでもすぐに駆けつけることのできる支援員を養成することがとても質の高い支援につながるのではないかと考えています。

あとは、急性期の被害者に対応しながら、医療機関と連携を行うことのできるような支援員の養成と研修制度を確立することがとても必要なのではないかということです。

それから、やはり若い世代を含む社会全体への啓発とか教育が必要だろうということです。

それから性暴力の定義についての再検討、強姦の構成要件の見直しとか、あとは、先ほど事例でもお話ししたような非接触型の被害というような、情報化社会が今生み出していると思われるような性暴力に対する被害についても検討が必要だろうということになります。

あとは、今、震災に伴う性暴力被害に対する予防啓発の必要性もあるのではないかということです。

以上です。

○辻村会長 どうもありがとうございました。この急性期の女性相談につきましては、この調査会の平川委員も相談員として御協力いただいたということで、何か補足されることがございましたら、よろしく願いいたします。

○平川委員 特にありません。

○辻村会長 それでは、今の御報告に対して御質問等ございますでしょうか。

どうぞ。

○種部委員 急性期の性暴力被害は、被害から1年以内の方を対象にしていると思うのですが、実際には被害を受けてからどのぐらいの期間たっている方が多かったのでしょうか。今後ワンストップなんかを支援の対策として考える場合に重要な点だと思うのですが、医療機関で緊急避妊や加害者同定のための証拠採取などに対応できるような期間には余り来られないのではないかとこの点が危惧されます。どのぐらいの期間で来ていらっしゃる方が多かったか、もしわかれば教えていただけますか。

○小竹久美子氏 すみません。今細かいデータはないのですが、まず、いろんな緊急避妊の問題とかがあって、医療機関でお勧めしている72時間以内という人は、この医療機関につながった、これは大阪と東京含めて6名で、東京は3件だったのですが、プラス2件くらい、5件くらいの相談だったと思います。多かったのは、1年以内でも2週間以上たっているとか、3か月以上、6か月以上という人たちがこの120件の中に含まれています。だから、1週間以内という人も多分10件には満たないと思います。

○辻村会長 よろしいですか。

それでは、進めさせていただきます。ありますか。どうぞ。

○山田委員 具体的に教えてほしいのですが、強姦の構成要件の見直しというのは具体的にはどうい

うことなのか教えていただけませんか。

○小竹久美子氏 強姦というのは、性器の挿入をもって強姦とするということが1つ言われていますね。そのようなことで、やはりもっと広げる必要があるだろうと。

○山田委員 強制わいせつのほうで強姦にしていというものがあるということですね。

○小竹久美子氏 性暴力というくくりをもう少し大きくとらえるということが必要だとは考えています。

○山田委員 わかりました。

○辻村委員 よろしいですか。

それでは次に、男性相談に携わられましたシニア産業カウンセラーの吉岡俊介様、よろしくお願いいたします。

○吉岡俊介氏 吉岡でございます。よろしくお願いいたします。

私は、スーパーバイザーとして、大阪のほうの男性相談の拠点に入りました。男性相談は大阪と神奈川の2拠点でいたしました。私は大阪の方を担当したのですが、ふだんは近畿地方の男性相談の相談員兼カウンセラーとしての仕事に携わっておりまして、幾つかの地方自治体に関わっております。それで、カウンセリングは主にDV被害者のカウンセリングを中心に実施しております。そういう中で、このパープルダイヤルに携わらせていただいたのですが、レジュメ、2番と3番の方をちょっとまとめて申し上げます。

このパープルダイヤルを実施して、傾向としてまとめると、大阪の拠点は間違い電話とかさまざまな電話、無言電話とかいたずら電話、全部合わせると1,200件ぐらい受けているのですね。その中で3つに分類されると思います。1つは、1割弱が被害当事者からの電話で、もう1割弱が加害当事者からの電話です。あとはさまざまです。多種多様、いろんな相談の電話です。それこそ、パソコンの操作の仕方を教えてくれとか、そんなものまで入ってきました。DVをDVDと間違えたとか、そんなものまで全部入ってくるのですね。そういうありとあらゆる相談を受けました。

まず、被害者からの相談なのですが、これは分類もちょっと難しいのですが、自分が被害を受けているという認識のない方も結構おられるように思うのです。被害者からの電話を受けて、例えばシェルターの方を御案内できるかという、現実的にはできない。被害者の方、どのように過ごされているのかという、妻に追いかけて、外に出て、今、車の中で過ごしています。そんなことはこれまでたびたびありました。あるいは、ネットカフェで今日も一夜を過ごします。あるいは、公園で一夜を過ごしますとか、そのような状況の方なのです。被害者と称される方の訴えというのは。

それに対して、紹介できるシェルターがなく、すぐにケースワーカーにつないでというようなところまではいかないのです。本人自身が、警察に訴え出て妻を犯罪者にしたくない。あるいは、自分がDVセンターに行ってしまうと家族の生活ができなくなってしまうという、そういうものにこだわって、DV被害者としての訴えを拒んでしまうという方も見られます。

ただ、そういう中で、相談員としては、それ以上何ができるのかという、心の支えに徹するとい

うことです。先ほどの原室長からの御報告にもありましたけれども、本当に傾聴です。ただ、それでも、非常に楽になりましたというような感謝の声が多数寄せられました。それが被害当事者の方の、ある意味では特徴的な傾向かなと思うのです。

もう一つの加害当事者ですけれども、まず、電話をかけてくる加害当事者、自分は暴力を振るってしまったということで電話をかけてくる人というのは基本的に問題意識があるのです。自分のDVを何とかしたいとか、どうしたらいいのだろうと。このような夫婦関係について問題意識を持って電話をされる。あるいは、DV加害者として保護命令が下って、自分は警察に紹介しても何も教えてくれない。男女共同参画センターに行っても対応してくれない。かなり投げやりになって、やっとなさがるような思いでかけてきたという方もいらっしゃるのです。そういう方は、中には興奮状態、攻撃的な方もいらっしゃいますけれども、電話を傾聴、お聞きすることで大分落ちついていけます。

そういう方も、最後は、圧倒的多数はやはり感謝の声ですね。ありがとうございましたと。やっとな自分の言うことを聞いてもらえるところがありましたと。このパープルダイヤル、もう3月で終わりののですかと。できるだけ長くやってほしいというような声が、いわゆる加害当事者と称された人から出てきています。

残りの圧倒的多数のその他もろもろについて。たくさんのいろんな相談が寄せられています。孤独だとか、精神障害を抱えている方とか、あと労働問題とか、休職の問題とか、死にたいとか、本当にさまざまです。

そういう中から言えるのは、日ごろ男性が気楽に相談できる窓口がないということです。今回の社会資源の資料も、皆さんお使いになったと思うのですけれども、最後のページに男性相談の拠点というのが出ているのですけれども、三十何か所しかありません。私もそのうちの7つほどの近畿地方の男性相談にこれまでかかわってきているのですけれども、本当に数えるほどです。そういう意味で、パープルダイヤルにかかってきた時点ではかなり煮詰まってしまうという、あるいは事態が悪化してしまっているというような状況がやはりあるのかなと。それ以前に、身近なところで男性相談の窓口がもっとあれば、そこまでこじれずに、悪化せずに済むのではなかったか、何とかあったのではないかと、そのように思えるようなケースもあります。

あと、今回、男性相談をやってくれということで依頼があったのですけれども、皆さんも余り男性相談の窓口というのはなじみがないかと思います。現実には、男性相談にたけているというか、そういうのを専門に行っている相談員というのは本当に数少ないのです。私の方では、関西の心理相談員の人たちに声をかけ、まず10人ほどの男性だけに集まってもらいました。やはり男性相談、男性から電話かかってくるので、当事者性ということで、男性が聞くということで対応する趣旨だったのですけれども、ただ、10人ではちょっと追いつかない。あと10人くらい欲しいということで、心理相談員の人たちにお願ひしたら、10人ほど女性の相談員が手を挙げてくれました。これまで男性相談は男性の臨床心理士とかカウンセラーが携わっていたものですから、ちょっとこれは冒険だったのですけれども、10人の女性相談員、彼女たちは命の電話とかほかのところで活躍されているベテランばかりなのですけれども、に入ってもらいました。

結論から言うと、非常によくやってくれました。これほど女性の方が男性の悩みをきちっと聞ける方がいらっしゃるのだということで、そういう意味では今回のパープルダイヤルで男性相談について女性相談員が受けることができるということを確認できたのかなと思います。この資料に、皆さんの参考までに、チェックポイントというのをおつけしています。

チェックポイントの資料、実はこれは、相談員の研修で私の方でメンバーに配付した資料ですけれども、当初は男性相談員対象のチェックポイントだったのですけれども、途中から女性相談員が入ってきましたので、急遽、女性相談員用のチェックポイントというのをつくりました。

時間がないので、また後ほど皆さん目を通していただきたいのですが、この中で、女性と男性の違いは何かというと、男性の場合は、同じ男性だから、よくわかりますよというような形でお聞きするのです。女性の場合はそのように対応できないので、女性としてより客観的に男性問題について受けとめることができますよという、そういうスタンスで対応してもらおうようにしたのですね。

ただ、女性相談員が出ると、やはりセクステレホンとかいたずら電話がものすごく多かったです。これは嫌になるほど多かったですね。そういう場合は男性にすぐにかわるとか、あるいは毅然と対応するというので、ルールをその都度つくっていきました。5つのチェックポイント、女性相談員用チェックポイント、初めてこういうのをつくったのですが、また今後の参考になるのかと思います。

そういうことで、男性相談のためのフリーダイヤルというのは、少なくともかけてこられた方からは大変評価されていると感じています。是非ともこのような取り組みを今後もしていただきたいという声が非常に多かったです。

あと、その他もろもろの問題といたしましては、これはほかの拠点の方と一緒にのですが、親族間の暴力とか、あるいは親と成人した子どもの間の暴力とか、その辺について具体的にどのようなアドバイスをしたいのかということ。対策の提案とか、どのような具体案があるのか、具体策があるのかというアドバイスができない状況なのです。その辺は一つの大きな課題として残るのかなあとと思います。

以上がパープルダイヤルの私どもが受けた相談の実態であります。

レジュメ1番の「男性相談対応のポイント」というのは、先ほどのチェックポイントの中身を簡単に挙げたものでございます。男性相談の一つのポイントというのは、男らしさに凝り固まった、そのような男性のかたくなな気持ちを解きほぐすという、それが一つのポイントだということで、相談員、徹底して実施いたしました。

時間もないので、これぐらいにしておきます。また何か御質問あれば後ほどお願いします。

○辻村会長 どうもありがとうございました。吉岡さんには大阪の拠点の責任者として対応していただきましたけれども、本調査会の阿部委員が神奈川の拠点の責任者として対応していただきました。何か補足がございましたらお願いいたします。

○阿部委員 資料5の方を見てください。2～3分で報告いたしますけれども、総数が606件でした。全国から、ほとんどの地域から電話があったということで、2ページ目には年齢別が書いてありまして、3ページ目に主訴別と書いてあります。これは大阪が中間的に報告していただいた円グラフに沿

って、ではこれに合わせてみようかということで、この主訴をつくってみました。

これと、実は2ページの下の方の4にあります、神奈川の人権センターでは、昨年の7月から独自にDVに悩む男性のための電話相談を実施してきています。3月末でちょうど60件でした。それと比べますと、性的な被害というところが異常に多かったなという印象を受けています。

これもまだ詳しく分析していませんが、4ページを見ていただきたいのですが、年齢の問題は別として、2)の「主訴別統計」というところで言いますと、最初に挙げなければならないのは、パープルダイヤルでは性暴力被害が相談のトップだったが、神奈川DVでは、「DVに悩む」というタイトルのために、性暴力被害の男性相談はゼロでした。今でも、性暴力に悩む男性相談という項目がありませんので、それを主訴とする相談電話はありませんけれども、今回のパープルダイヤルでは、皆さんから報告がありましたように、テレホンセックスまがいの電話も見られて、相談員が非常に精神的な傷を受けるというようなこともありました。

無料で電話ができるという安易さを悪用した側面と言えるかと思いますが、しかし、この多くの性被害を訴える男性の中に、本当にすべてがからかいなのかとなるとなかなか疑問でありまして、男性には性被害がないという偏見があると思いますので、男性被害者にとって理解されないのではないかという不安から被害が潜在化しやすいと考えられますので、ある意味で、全国ではなく、都道府県単位でやはり対応を考える必要があります。

それから神奈川の方のDVのトップというのは、DV加害者なのですね。60件のうち30件が、何とDVの加害者ですという相談です。妻から、自分の言動がDVだと言われて、あるいは実際に妻と子どもが出ていった、行方不明者捜索願いを警察からも拒否された、保護命令が発令されたが、原因がわからないなどの訴えがありますが、パープルダイヤルでのDV加害は、神奈川で受けた場合、全体の14%でしたけれども、内容としては、神奈川のDVの内容と同様です。加害者の戸惑いや怒り、孤立感が伝わってきます。しかも、DV的な自分の性格を何とか直したいと訴える加害者も相当多く、もろ刃の剣ではありますけれども、これも全国的にパープルダイヤル実施というよりは、要するに解決の方向に一步でもつなげるという意味では、地域の社会資源を掌握しているという意味から言うと、充実した都道府県レベルの対応が実は求められるのではないかと思います。

それからDV被害については、パープルダイヤルでは全体の12%でした。この中に、女性へのDVと全く逆のパターンですけれども、子どもへの虐待とセットで被害を訴えるケースもありまして、これはやはり何らかの支援の手だてが必要になってくるのではないかと思います。

結果で言いますと、男性相談を経験して、全国的にやるというよりも、都道府県で充実させた方がいいというのが、同じ経験をしながらも、それから無料であることの安易さから、回線に対する非常に悪意のアプローチがある、それを防ぐためにも、男性相談を受けた経験則から言うと、有料でも構わないから、やはり都道府県単位できちんとした方がいいのではないかと。何か結論がちょっと違いました申し訳ありませんが、そういう結論です。

○辻村会長 どうもありがとうございました。何か御質問ございますか。

どうぞ、原委員。



○原委員 佐賀県の方です。

佐賀県でも、この4月から男性相談を始めたところですが、吉岡さんのお話を聞いていて、必要性というのを改めて再認識したところなのですが、1つお尋ねしたいのが、1割の加害者の男性から相談があって、問題意識は持たれたのだと思いますけれども、具体的に、自分がそれをどうにか解決したいということで、例えば更生プログラムを受けたいとか、そういう希望がどれくらいあったのかということと、実際に紹介することがあったのかということについてお尋ねをしたいのですが。

○吉岡俊介氏 更生プログラム、紹介できる場所が限られているのですよね。東京と関西です。それも本当にわずかです。東京の方でも3拠点ぐらいですか。関西方面は私も関わっているのですけれども、京都と大阪です。それぐらいです。私が知る限りではですね。ですから、現実には全国からかかってくるので、限られた地域のひとにしか紹介できない。そういうところはあるけれども。そうなりますと、できるだけその電話で、対症療法とか、どのように夫婦の関係を改善していけばいいのかというようなことで説明することぐらいしかできないですね。

その中で、実は最後の私の方の、資料4の資料をつけたのですけれども、こんなモード表を参考に、あなたはタテ型の生き方をしているのではないですか、妻とはヨコ型のコミュニケーションしたらいいのではないですかとか、そんな話とか、あるいは下の、これは私のカウンセリングで使っている、非暴力のためのカウンセリング「3つの柱」というような対症療法。呼吸法とか感謝療法とか、そんなことをお伝えする。あとは、先ほどもおっしゃられた、それこそ各地の男性相談の拠点を紹介して、そこで男性相談を電話で利用してくださいということですね。

神奈川の方から御報告ありましたが、私自身も、やはり各地方自治体、各場所での地方自治体なり、あるいは民間でもいいのですけれども、そういうところで身近に窓口が必要だと思います。そういう意味では、私も神奈川と同じ意見です。そういう窓口が必要だなと。

○辻村会長 ありがとうございます。

それでは、先に進めさせていただきます。質疑は最後にまとめますので。

次に、外国人相談の実施について、責任者として対応していただきました日本キリスト教婦人矯風会理事の大津恵子様、よろしくお願ひいたします。

○大津恵子氏 ありがとうございます。外国籍の方々の問題は、さて、何なのでしょうと皆さんに問いかけて、申し訳ないですけれども、日本にいる外国籍の方々は、この日本社会の一員であり、家族の一員であり、この子どもたちのほとんどが日本人や多くは日本で生まれた子どもも多くいるであろうという、そういう背景の中でさまざまな問題を抱えていらっしゃる。一番困難なことは何かというと、言葉の問題です。これは、幾ら一生懸命に日本語を勉強したとしても、理解できない問題があります。行政の機関に行ったときに、なかなか通訳者を呼んでももらえない。そこが問題なのです。その中で地域格差が余りにもあり過ぎると思います。ですから、配偶者暴力相談支援センターや警察につながっているにもかかわらず帰されたという事例が電話相談の中で出てきました。

このパープルダイヤルの後でもシェルターネットがホットラインを継続していますが、外国籍からの電話相談があります。特にタイ人の方の電話相談が多いのです。

ところが、福祉事務所に行っているにもかかわらず、その中で、その女性がメンタル的な問題を持っていて、パニック障害を起こされているときに、私が一生懸命にその人に話かけても電話では通じないので、福祉事務所の方に、どうぞこの方に関しては、その福祉事務所で何ができるのか、何ができないのかを、通訳者を雇って、すみませんけれども対応していただけますかと言うと、ボランティアでお願いできませんかと言われました。ボランティアでお願いしたいというのはこの 10 年ぐらい前の話なのです。現在、通訳者としていらっしゃる方たちは、本当にDVのことや外国籍のさまざまな問題を熟知されている方々が派遣されて行っているのです。その中で、とてもではないですけども、無料でボランティアはだめです。東京都の 23 区では、そういうことがちゃんとやられているところだと思っているところでさえ、そういう予算はありませんという答えが返ってきます。

これでは、外国籍の方々が問題を訴えることができないと思っています。最初の人に通訳者を呼んで、そして何の問題を持っていらっしゃるのかということをはっきりとその行政機関が聞くことによって、早くその問題が解決していくわけです。それがいかないがために、どんどん精神的な問題を抱え込むということが多くなりますから、これは是非、通訳者の問題は、地域格差がないようにすることを頭の中に入れていただきたいと思います。

また、東京都などでは独自に通訳者養成をしていると聞いています。しかし、その通訳者養成にいられた方々が、現場のところに派遣されているのかどうか。そこに東京都から相談があったときには、東京都がお金を出して、派遣していただければいいと思うのです。そういう仕組みはやはり国がちゃんとしたものを出していたださないと、各都道府県はやらないだろうと思います。そういうことを私の方から電話相談を通してお伝えしたいと思うのです。

外国人相談というのは、この間、6 か国言語でやりました。それも 1 拠点に 4 人の相談員がそれぞれの携帯を持ってやるという仕組みだったのです。その携帯につながるためには、その方の、電話番号を相談員が聞かなければならなかったのです。それがために電話番号を言わないといけないということで、最初の人に丁寧に説明していても、もう結構ですと言って切られた方がいました。

それから、原室長の方から言われたことですが、外国籍は、DV以外が多かったと言われていたのですが、最初からDVですと言われる相談の方々が少なかったのです。何度もかけてきた中でかつてDVの被害を受けてきた。そのことで子どもと一緒にいる中でさまざまな問題を持ってきているということ。子どもへ虐待、それから子どもが性被害を受けている問題、それからDVによる精神的な問題。タイの方は、8割が精神的な問題を抱えている人たちの相談であったと聞いています。

そこで有効だったのが、複数の相談員が、この人に関してはどういう手だてができるのかということをお互いに相談し合いました。それがとてもよかったと聞いています。心の問題を持った方の相談は、本当に相談を受けるのも大変ですから、それをずっと続けて連続でかけてこられますので、それに対応できたのは、ほかの相談員の方々とこの人のケースに関してはどのように対応するのかをスーパーバイザーも含めて相談できたから一番よかったのではないかと聞いています。

それで、ある意味では、一番必要なのは、本当にリソースセンター、ワンストップセンターというものがあるような県でできたら、外国籍の方がそこに行ったときには、それぞれの言語の方にちゃんと

紹介してもらえるとというものがあると一番いいです。厚生労働省は、外国語相談員の養成に対して予算化をしていると聞いています。それをぜひ使っていただきたいと思います。例えばポルトガルの人たちが多い地域では、ポルトガル語を喋れる人が外国人相談の窓口にいるとほかの言語の人も相談に来られるとある県では言われました。それは、日本人がそこに座っているよりも、外国籍の相談員が座っている方がいろんなことがやはり相談しやすいと思います。

DV防止法ができて10年がたちますが、外国籍支援をしている人たちが、DVの被害者であった方が力をつけてこられて、相談員になるだけの力を持っていらっしゃる方が増えてきています。フィリピンの人は協会があったり、いろんなところでエンパワーメントセンターができています。集まれる所があります。しかしタイ人はもう長いこと日本に住んでいながら、医療相談など通訳者としてまた行政の窓口にいる人もいますが、タイ人のためのエンパワーメントセンターというものがありません。このパープルダイヤルをきっかけに、自分たちは、エンパワーメントセンター、そんなに大きさをなくてもいいから、タイ語の支援のグループをつくりたいと言って、今、準備にかかっています。そういう意味では、各言語の方々が、このパープルダイヤルで相談に乗った、そういう経験から、次のステップに立てることができたというものが、私は一番よかったと思います。

それを持続させていくためには、是非外国籍のパープルダイヤルのような、24時間対応が毎日出来、ここに電話をかけさえすれば母国語の対応ができるところは、絶対に必要だと思います。そういうことがないと、子どもたちの問題に関しましても、その相談者の方たちが本当に苦労しているのですね。子どもたちは日本国籍や日本で生まれた子どもたちも多いですから、その支援をしなければ、これから日本を背負って立つ子どもたちが、親がどのようにこの国から支援ができていなかったのかということをよく知っていますので、是非この国の政策としてやっていただきたいと思っています。そういう意味では、自治体と民間とが協力関係を作っていく中で、この外国籍の支援ができるのではないかと考えています。

今日はこれぐらいのことしか一応言えないのですけれども、それから、先ほど言いましたように、外国籍の方々から、是非このことを言ってほしいと言われたことがあります。私は外国人ですと。いろんな国籍の者がいます。だけれども、子どもは日本人です。だから、その子どもたちが本当にこれから将来この国の中で生活していけるように是非支援をしていただきたいということを言ってきてくれと頼まれました。よろしく願いいたします。以上です。

○辻村会長 どうもありがとうございました。ただいまの御報告に対する御質問、ございますでしょうか。

○阿部委員 この報告書の中に人身取引被害者、いわゆるトラフィッキングの被害者の問題がちょっとだけ触れられていますけれども、具体的に少し触れてお話しただけませんか。

○大津恵子氏 今回の相談の中に、子どもの問題やDVで相談してこられる方々の中に、話を聞きますと、かつて自分は人身売買で日本に来た者ですと。その被害というのかがやはりいまだにいやされない。その中で、日本人と知り合って、そして結婚して、そしてその中で夫からの差別や、それから暴力がある。ですから、主訴としてはDVで訴えられているのですが、その背後の中にやはり人身

売買が見え隠れするということがあります。

それから、前の相談なのか記憶がはっきりしないのですが、いわゆる国際結婚の中に偽装結婚らしきものがあつたように思うのですね。自分は日本人の妻として結婚したのにもかかわらず、夫はすぐに性産業のところに自分を送ってしまったと。それで、私は何でこういう目に遭わなければならないのかと訴えられた方がいました。そういう方たちには、あなたは人身売買の被害者ですと。それに関しては、本当は警察に行ってくださいと言いたいのですがその人たちは警察には行けません。それでも、あなたは日本人の妻として日本にいられていますから、外国籍支援の所に電話してくださいと電話番号を伝えます。

その方たちが本当にきちっとしたところにアクセスするには、余りにも壁が、高いと感じました。そういう意味では、今回、外国籍の場合に、私1人が付添拠点の中に入っていましたが、なかなか人身取引の被害者にたどり着けなかったのですが、それでも、電話相談と付添支援というものは絶対必要だなと思いました。

○辻村会長 どうもありがとうございました。

それでは、これから皆様の意見交換に移りたいと思います。大変貴重な御報告をいただきまして、率直な御感想や、あるいは今後の課題などについて自由に御発言いただきたいと思うのですが、できましたら、関連質問が恐らくあると思うので、DVの問題、性暴力の問題、それから男性相談とちょっと分けて質疑に入った方がいいかと感じております。いずれにしましても、お手を挙げていただいて。

どうぞ、番委員。

○番委員 その中の問題にいく前に、リファア先の分け方のことについて原室長に伺いたいのです。ペーパーでは資料1の、10ページがいろいろ一番初めに出てくるところだと思います。資料の概括は日弁連の被害者支援委員会などに持ち帰って説明したいと思うのですが、ここで、私の関係する弁護士に関しては、弁護士会というのと犯罪被害者専用相談窓口というのがございます。ただ、今回、正式に弁護士会、あるいは日弁連が応援するという形はとらなかったのですが、ボランティアでいいですか、有志として百何十名ぐらいの全国の弁護士名簿をお渡ししました。弁護士会というのがそれなのか。それから弁護士会犯罪被害者専用窓口、これは各地にございますし、東京も専用相談ダイヤルがございますので、わかります。それから犯罪被害者支援センターというのは民間の支援団体のことをおっしゃっているのか、あるいは弁護士会の相談電話でも支援センターですと言って出る場合もありますが、セクハラ相談窓口というのはどこの窓口を示しているのか、この分け方、この4か所ぐらいのところがよくわかりません。有志で名簿をお渡しした弁護士に対する相談、実際に来ているという報告を受けておりますので、それはどこに入っているのかお知らせください。

○辻村会長 では、お答えお願いいたします。

○原暴力対策推進室長 お答えします。今回御協力いただきまして、どうもありがとうございました。御協力いただいた弁護士の方につないだ場合には、この弁護士会のところに入っています。

○番委員 会なのですね。

○原暴力対策推進室長 相談表をつくった時点では、その弁護士の方につないだ場合にここに記入していただくという、基本的にはそういう対応をとってございまして、それ以外に、はっきりわかるところで弁護士会の犯罪被害者の専用相談窓口につないだということであれば、そちらにつけていただきます。

犯罪被害者支援センターにつきましては、各地にある支援センターの方につないだ場合、ここに記入していただきたいと。セクハラ相談窓口ですけれども、こちらの方で、どこのセクハラ相談窓口とは特に指定せず、各地域にあるセクハラ相談窓口につないだ場合はここにということですので、内容は、多少雑多になっているかもしれません。

○番委員 わかりました。

○辻村会長 ただいまの御質問に関連する御質問ございますか。まず、この結果概要について、室長への質問もありましたら、お願いします。

○種部委員 急性期のリファー先に関してですが、医療機関への相談につながった急性期は、結局、6件しかなかったということでした。加害者を立証できる証拠採取が何とかできる1週間程度までに、何とか対応できるケースがもう少しあったのではないかと思うのですが、これが6件しかないのは、リファー先病院が、まつしま病院とSACHICOだけだったからということなののでしょうか。この6件は全部この2か所につながっているのか、それ以外のところで協力病院にうまくつなげた例はあったのかどうか教えてください。

○原暴力対策推進室長 今回、リファー先としましては、SACHICOとまつしま病院がありましたが、そのほかにも、先生方から御紹介いただいて、幾つかの病院に、この期間中に近くで被害が起こった場合にリファーしていいという御了解をいただき、そういう体制はとってございました。

ただ、この6件が具体的にどこかというところまでは現時点で把握はしておりません。ただ、そういう体制をとっていただきましたので、SACHICOとまつしまだけでない可能性はあります。

○種部委員 ということは、今後の検討で、また続きの数が明らかになる可能性があるのだと思うのですが、最終的には2か所の病院がある東京と大阪以外のそれぞれの地域の中で対応できる施設をつくっていくというのが今後の課題だと思います。リファー先として十分機能する施設が全くない地域があったことが急性期対応が不十分な原因だったとなれば、まず、そういう施設の数を増やすことが施策として必要になると思います。その辺の数を次回のときには是非出してくださるようお願いいたします。

○辻村会長 関連の御質問ございますか。全体の体制づくりと申しますか、そういったこととか、この概要についてはよろしいですか。

それでは、ほかの御質問で結構でございます。どうぞ、DVでも性暴力についても結構です。

○原委員 DVのところ、被害が16年以上というところで、かなりデータの掘り起こしができたのかなと思っています。こちら佐賀でも、日々仕事をしながら、ほとんど相談されない方の多い中で、その先の支援も大事ですけれども、掘り起こしをどうするかという必要性を感じているところ、今回のパープルダイヤルで、掘り起こしが進んだとお感じになったのかどうかというのをお聞

きしたい。

それと、付添支援が本来の支援システムにつながったということは非常にいい話ですが、付添支援自体は、民間が受ける場合に、民間グループ自体の例えば経済的な脆弱性であるとか、官の仕組みがまだ整っていないとかいう問題があると思うのですが、近藤さんのお考えで、こういう付添支援など、もっと突っ込んだ支援につなげていくことや、これを強化していくにはどのようなものが必要かどうかということをお尋ねしたいと思いますが。

○近藤恵子氏 確かに掘り起こしは進んだと思います。DV防止法ができて10年たっているいろんな相談窓口が増えましたし、相談件数もどんどん右肩上がりに伸びてはまいりましたけれども、しかし、3人に1人の成人女性が被害を受けているという調査実態からすると、まだまだ大きな距離があったと思います。そういう意味では、このパープルダイヤルが24時間無料であったということが大きな掘り起こしを進める要因になったのではないかなと思っています。

それから支援システムにつながったということですが、確かにさまざまな支援システムは少しずつ形を整えられてきていますけれども、実際にはそこに行っても十分な対応がされなかったり、あるいは実際に追い返されたり、いろんなことが現場では起こっているわけですが、今回は、国の事業としてのホットラインにつながったケースであると。で、付添支援員が実際に同行して助言して口添えをして、必要な手だてをやはり開いていくということがございましたので、本来使われるべき社会資源、支援システムが有効に使われたということは随分あったと思います。

そして、その付添支援に動いた民間の拠点のスタッフたちは、幾つものフォローアップの事例を今抱えているわけですが、今のDV防止法を根拠にした支援ということでは、一時委託事業まではお金が出ますけれども、それ以降の自立支援、付添支援については一切どこからも経済的な支援がないわけで、現在、民間サポートグループが抱えているケースについては、全部自費で持ち出しでおつき合いをしているということですね。ですから、24時間のホットラインが動いていくときには、必然的に同行支援が必ず発生するわけですから、それについての公的な財政措置というのはどうしても必要だと思います。

○辻村会長 ありがとうございます。関連の御質問、ございますか。

○森田委員 筑波大の森田といいます。

今回のパープルダイヤルで、特に今のシェルターネットや性暴力のところで、これを始めたことですごくたくさん事例が挙がっていて、実際に分析されていて、24時間、そうした特別な対応をとったことで、電話ができた人がいただろうということで、そのことを対策室としては今後どのように継続していくのかということがやはり一番、とりあえずは大事だと思うのですが、今までの体制がない、そういう形をとればこれだけ出てくるということは、少なくともですけれども、あるということで、そのことを1つ聞きたいということ。

もう一つは、自分は医者なので、ちゃんとやっていらっしゃる先生がいらっしゃるということは勇気を得ることですが、医療での一つの体制を、受け皿があればきちっとうまくいくということが、私自身も思いますし、ただ、そういうものを実際にどういう形で、モデルといいますか、つくっ

ていくのかということ、私は精神科ですけれども、精神科にも本当に性暴力の被害者いっぱいいるのです。昨日ずっと臨床していても、半分ぐらい性暴力の被害者ですけれども、僕は男性なのでなかなか言うてはくれないですけれども、長く見ていけば大体出てきてしまうので、そういう長い面とか、いろんな体の面とか、非常に総合的なものが必要だと思うのですけれども、医療機関に対してどのような体制をとっているのか1つモデルとして是非提示してほしいといえますか。先ほどの先生のあれとも重なるかもしれませんが、その中で、例えば診断書の話も出てきましたけれども、結局、そういうことについて医療側としてどういう診断書を出せばいいのかとか、そういうことも、はっきり言って、みんな全然統一とれていませんので、そこら辺は必ずしも悪徳だから出せないというだけでもなくて、結局、どのように出したらいいのか戸惑ってしまう。普通の意味で出す診断書と違うわけです。そこら辺、こういうことを書いていいのかということについては、結構現場ではいろんな意見があるのです。だから、そこら辺、やはり1つ積極的に、そういうことも含めた医療機関との連携をどうつくるか考えてほしいということについても、対策室として何か考えているのでしょうかということ。

○辻村会長 ありがとうございます。室長の方からお答えありますか。

○原暴力対策推進室長 どうもありがとうございます。1点目の、この事業をどう継続していくのかという点ですが、そもそもこの事業は、DVに関しては法律ができてからある程度地域での支援の基盤が整ってきたにもかかわらず、相談窓口を知っている人が少ないという状況がありましたので、まずはそういう支援基盤についてしっかり知っていただく、そういうところにちゃんとつないでいくという部分をしっかりやっていきたいということで始めました。今回、初めて電話してきてくださった方が多かったので、そういう支援につながる場所を知っていただいたということはあるだろうなと思っています。ですから、これからはそこに直接つながっていくことはまず1つあると思います。

また、どう継続していくかという方法ですけれども、国が直接これと同じものをずっと継続していくという方法もあるのかもしれませんが、昨年度の補正予算で、こういうDVも含めた交付金をつくっており、地域におけるDV対策ですとか、そういうのを進めていってほしいということをやっております。そういった中で、地域地域の取り組みをもう少し進めていく、充実させていく、総体としてやはり何らかつなげていく先をつくったり、つながっていきやすくしていくとか、そういう方法論はあると思います。どういう方法がいいかということは、これからまた議論していただいて、我々もそれを踏まえてやっていきたいと思っています。

性暴力につきましては、まさに今まで我々として取り組みがおくれていた部分ですので、今回、こういう緊急時の急性期の部分につきましては、夜の相談が、非常に多かったということもわかりました。また、この男女共同参画の計画と、昨年度、犯罪被害者の計画もつくりましたが、その中でワンストップ支援センターを進めていくということも盛り込みました。こういうニーズがありましたということをそういった今後の施策に生かしていきたいなと思っています。

また、今回の事業におけるリファー先として、男女共同参画センターなどが非常に多かったという

ことがあります。まず、そういうワンストップ支援センターをつくっていきましょうということと並行して、今、実際つながっているところのレベルを上げていきたいと考えています。そうすることによって、そういうところにつながりやすくなっていくと考えており、我々として、そういうことは進めていきたいと考えております。

○辻村会長 ありがとうございます。医療機関との連携についてはいかがでしょうか。

どうぞ、竹信委員。

○竹信委員 今回のパープルダイヤルは、かなりいろんなものが出てきて、大変いい試みだと思ったのですが、近藤さんから幾つか、措置による緊急一時保護の見直しの問題があるのではないかとか、それから委託費の問題ですね。そのように制度的な限界も随分明確みに出てきたということも一つの成果だったのではないかと思います。これは対策室長さんに伺えばいいのかもしれませんが、そういう形で、法律的なもので改正にどうやってつなげていくのかとか、今後のそういった枠組みの取り組みについての御意見なども伺えたらありがたいかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

○辻村会長 どうでしょうか。お答えできる範囲で。また、我々の課題ですので、次回以降議論したいと思いますが、現時点でお答えできましたら。

○原暴力対策推進室長 御指摘、ありがとうございます。御指摘いただいたとおり、いろいろ見えてきた部分はあると思うのです。それで、我々として、DV法の改正ありきというわけではなくて、現状の中でまず何ができるのか、今回見えてきた課題について何ができるのかということ、これから議論していきたいと考えております。

○辻村会長 いかがでしょうか。今、DVの話をしました。性犯罪の方でも結構ですが、どうぞ。

○種部委員 医療機関との連携のところ、少し具体的なものが見えてきているようなのでお聞きしたいところがあるのですが、二次被害を受けている人が非常に多いというのは、近藤さんから皆さんの方からも出てきました。実際現場でも二次被害が多いことは認識されていますが、それを形にして出していただけることが今回大変有効なデータになると私は思っています。

医師側の教育も勿論大切なのですが、連携がとれてないというのも、あるのではないかなと思ったのです。例えば医療関係者の中でも、性被害に一生懸命取り組んでいる医療スタッフならば、その場で警察官を呼んで、ワンストップのような形で対応できるはずですが、性被害への対応に関する知識のない医療関係者の場合、自分のところでは対応できないからもう一回警察に行きなさいと言ってみたり、逆に警察に行ったら、非常に対応が悪く被害届を提出するにはハードルが高かったり、妊娠が心配なら病院が先ではないかと回されてしまうということもよくあります。連携をとること自体は、新しいものをつくらなくてもできることですが、連携が取れていない、たらいまわしの様な被害がどのくらいあったかお聞かせいただきたい。

あと、10代の方の相談の場合にハードルになっているのは、親に言えない、学校にばれたくないというのが非常に多いと思うのですが、もう一つ、お金の問題があると思います。金銭的に病院に行くのにお金がなくてという例はあったかどうかということをお聞かせください。

○小竹久美子氏 1つ、金銭的な問題は、実際に相談でもありました。医療機関を紹介して、たまた



ま都内の方だったので、病院でも相談に乗ることができるというお話をしたのですけれども、まず、病院に来るまでの交通費もないとか、あとは、病院にかかったときの医療費の問題が、全然お金が払えないというような問題は出てきました。その金銭的なことが理由で受診できないというケースは実際にはありました。

あと、警察との連携ですけれども、例えば、今私が勤務している病院のところでは、地域の警察との連携というのは非常にうまくいっていると思うので、今のお話があったような、警察の方から紹介で来るとか、病院に来られたときに警察の方に依頼すれば警察の方が来てくださるという連携はできているのですが、地域ではない警察の方との連携というのは必ずしもいいとは言えなくて、どうするかとか、どっちを先にするのかというような、トラブルまではいきませんが、ということとは時々あります。

○種部委員 それは研修することで解決できるようなものでしょうか。研修といいますか、現場のそういうネットワークをつくることができれば推進できることでしょうか。

○小竹久美子氏 実際に地域ではかなり連携をしたりとか研修したりとかいうことで、重ねることでうまくいっているということがあるので、やはり現場でやっている、例えば警察官でも、現場で動いていらっしゃる方たちが実際には何も、例えば知らないとか、例えば費用の負担の問題とかも御存じないとかいうこともありますし、医療機関でも、どんな人が来て、自分たちがどのように対応すればいいのかということとか、さっき診断書の問題も出ましたけれども、ほかで診断書を書いてもらえないと言われたので、今回の相談ではなかったですけれども、そちらで診断書だけ書いてもらえないかというような相談とかは結構ありますので、研修で、すべてとは言いませんけれども、かなり改善できる部分はあるとは思いますが、かなり現場に絞った研修をしないと難しいのかなとは思いますが。

○辻村会長 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、平川委員。

○平川委員 相談をした側としてちょっと例を申し上げたいのですけれども、2つあります。1つは、10代の女性の場合だったのですが、警察署に駆け込んだのですね。そのときに、過覚醒状態になっていたので、物すごくしゃべりまくってしまったということでした。それを警察官の方が聞いていて、パープルダイヤルに行ったらいいのではないかとことを言っていたようです。そのこと自体が問題にはなるのですけれども、私は、現場の警察官の方がそういう対応をしていただくということが必要だろうと思うのですね。もしも自分の管轄領域だけで何とかしようとする、ただ追い返すことになって、被害届けを出させないという流れになっていく恐れがでてくるかもしれません。自分の管轄するところでは、限界というものをちゃんと理解なさって、それからパープルダイヤルとか病院とかにリファーしていただいているのではないかと思います。このケースに対しては、病院にいらっしゃったので、ケアを受けて、もう一度、警察に戻ったのです。そのようなことができるのではないかと思います。

そのことに関してですが医療現場にとっても同様のことがあてはまるように思います。医療の現場も大変忙しいわけですから、医療機関に、別途、コーディネーターする専門の支援員がいないと、今申

し上げたような支援はできないだろうという感触を持ちました。その地域の中で行ったり来たりというのは当事者にとっては物すごく腹の立つことで、病院の中でパニックになって、大声を上げて警察官の二次被害についてもいろんなことを長時間おっしやっていた、それから家にも帰りたくないとかと叫んでいたのですけれども、その方がやはりもう一度警察に行ったということは成果であったろうと思います。そのような例がありました。

それから、やはり 10 代の方ですが、夜中に、今回のパープルダイヤルでお話を聞き続けた例ですが、やはり本人が親に話して、警察に行くのがいいということを納得されました。こういう形で、地域の関係機関を連携する拠点があって、そこにコーディネーター役の支援員がいれば、地域のなかにある資源を相談者が利用しやすくなります。今回のパープルダイヤルでも、少しはやれたのではないかと思います。資源はあるのに、それをつなぐ立場の人が今はいないというのが現状ですね。連携をとるやり方のモデルケースを作っていけるといいのではないかと思います。

そのモデルケースが SACHICO だと思うのですが、わずか 1 年間のあいだに、地域の中で当事者を中心にして、関係機関が連携することで、PD を実施していた 2 か月のあいだに、SACHICO には 56 人が来院したということです。かたや PD では医療機関に来院したのは 6 人ですから、この差は大きいと思います。そんなことを感じました。

つまり拠点になるワンストップセンターといいますか、それをどこかで立ち上げていく必要があると思いました。

○辻村会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。あと 5 分程度質疑の時間がありますけれども、男性相談とか外国人相談も含めて。

どうぞ、山田委員。

○山田委員 男性と外国人に関して 2 点ばかり質問させていただきたいのですけれども、今回、男性とか外国人とか、いわゆる非典型的なケースについてとりわけてやられたということはすごく意義深いことだと思っております。その中でも更に非典型的なケースがあるのかという、1 つは簡単な質問ですけれども、男性同士の性暴力ということに関しての相談はあったのかどうかというのを吉岡さんにお伺いしたいのと、あと、外国人に関して、外国人同士で結婚して住まれている方も結構いらっしゃると思います。その相談があったかということ。あと、子どもが日本人というのを余り強調し過ぎるのもちょっと、では子どもが外国籍だったらほうっておいてもいいのかということになりかねないので、その点も少し説明を加えていただけたらと思いました。これは意見なのですけれども、よろしくをお願いします。

○辻村会長 ありがとうございます。男性相談、どうでしょう。

○吉岡俊介氏 数は少ないですけれども、恐らく神奈川も一緒だと思うのですけれども、現実にあります。ただ、本人自身が、その男性との関係から離れられないとか、その男性とは一緒に暮らしていきたいとか、非常に複雑な状況のもとでのお話なのです。私はほかの自治体でも男性相談を担当しているのですけれども、男同士のそういう問題については結構入ってきます。

○大津恵子氏 外国籍同士の相談はありました。何件かは分かりません。例えば外国籍の夫で、妻が

日本人。外国語で相談してもらえたらありがたいと言われました。外国籍の夫からの相談もありました。男性ですが英語なので外国語回線で受けました。

それから日本人とそこを強調しすぎるのではと言われましたが、支援の現場はその様には思いません。でも、そのことに関しては、外国籍の人たちがやはり差別されてきた中で子どもは日本人なのという思いが強かったのではと思います。これから外国籍の方々が自分たちでこう考えて、どのようにこの社会の中で生きていくのかを自分たちで主体的に考えていかれたら一番いいことかなと思っています。

○辻村会長 ありがとうございます。ほかにいかがですか。

森田委員、手挙がっていましたが。

○森田委員 すみません。男性の方のことを発表していただいた阿部さんか吉岡さんにお聞きしたいのですが、今回のでは非常に最大限のことをやられていて、非常に難しさも感じるわけですが、興味深いのですが、そういう受けとめ型のサポートと、それなりに自分を変えるということに対して更生していくという、2つの方向性があると思うのですね。受けとめ型だと、それなりに大変でしたねというところで、余り責任とか、自分が暴力をしていたことに関する、自分がやったことのダメージみたいな話を強調しない形で受けるしかないのかもしれませんが、それはそれでむしろ責任として果たしたいという、自分を変えたいという人も中にはいると思って自分はやっているのですが、そうした受け皿、更生のプログラムや、それを安全に運営できるような体制がとれば、こうした受け皿からつないでいくという方がいいと考えているのか、それとも、今のよう、とりあえず受けてという形を、地域でというお話がお二人からありましたけれども、その辺のイメージはどのように考えていらっしゃるのか聞きたいのですが。

○吉岡俊介氏 実は、パープルダイヤルの話があったときに、男性相談ができる相談員は、数が少ないのです。そのため未経験の心理相談員を集めてかなり強行でやってきた面がありました。私は、個人的な考えでは、むしろ、その地域での男性相談窓口をもっともっと充実させていく必要があるのかなと。今、三十何か所の地方自治体で細々とやってはいるのですが、それ自体知らない人が多いのです。ただ、DV加害者であれ被害者であれ、いろんなケースがあるのですね。DV加害者といっても、ナイフ振り回して走るような、そういう人ばかりではないのですよ。夫婦関係で、ひよっとしたら自分には言葉の暴力があるのではないかとか、そういうことで悩む人もいます。そういう人も、分類すればDV加害者にはなるのですけれどもね。でも、そういう人の、まずちょっと相談したいという、そういうちょっと相談したい窓口がその地域にあれば、やはり大分違うのかなとは思っています。ですから、更生プログラムまでいく前、更生プログラムも必要ですが、その前の前の段階ということです。まずは自分の言葉で自身を語る場が男にとっては必要なのだろうなと私は思っています。

○辻村委員 よろしいですか。では、手短にお願いいたします。

○阿部委員 神奈川で始めたのは、去年、弁護士が男性から刺される、刺殺されるという事件がありまして、弁護士の方からも、「何とかならない？」という話があって、ではやってみようかなという、

これは更生などというハードルの高いところに目標を置かないで、少なくともあなたの言い分は聞きますよという、傾聴に徹することによって、包丁持って地域を歩かないというぐらいのことを考えたのですが、しかし、これは非常に根深いものを感じます。

ですから、早急に対策ということで、一点突破・全面展開みたいなことではなく、むしろ全国的にそれぞれの地域できちんと、加害者といえども夫婦間の問題やDVの問題について、話したい、相談したいという人にはきちんと耳を傾けて、集約をしながら、きちんとした対策をどこかで、1か所で対策を立てるのではなく、それぞれの地域の中でどういったことがやれるのかというのをきちんと持ち寄りながら積み重ねていくようなことを本格的にやらないと、加害者は、被害者が逃げればまた次の被害者を見つける。それから、圧倒的多数が要するに家庭内DVで悩んでいるわけです。すぐに別れるとかすぐに一時保護してもらおうというところに行くのではなく、ほとんどが、被害にしろ加害にしろ、家庭という形を守りながら苦しんだり悩んだり戸惑ったりしているわけですから、その問題をどうするのかということが必要だと思います。

○辻村会長 ありがとうございます。まだまだたくさん御議論あるかと思えますけれども、まさに今出ておりますような問題は、これから私どもが課題として受けとめて、次回以降、この専門調査会として一定の御報告を目指してまとめていかなければいけない問題でございまして、その意味で、本日は大変貴重で、かつ有益な御報告をいただきまして、厚くお礼申し上げます。どうもありがとうございました。

それでは、最初に若干触れさせていただきましたけれども、東日本大震災に関して、被災地における女性のニーズを踏まえた対応ということで、内閣府及び警察庁から御報告をいただくということになっております。内閣府の方で簡単に御報告をお願いいたします。

○小野田総務課長 それではまず、内閣府の方から御報告させていただきます。私、男女共同参画局総務課長をしています小野田と申します。よろしく申し上げます。

資料8-1を御覧いただければと思います。東日本大震災への対応ということで、対応するに当たって、当然のことながら、男女共同参画の視点、あるいは女性の視点を入れていただくことが必要だということで、これまで、3月11日の発災以降取り組んできましたし、今後も新しい取り組みをしていきたいということの報告でございまして。

まず、資料8-1の上半分がこれまでの取組ということで、まず(1)でございまして、これは具体的には次の資料8-2になりますけれども、発災直後に、女性や子育てのニーズを踏まえたいろいろな対応をしてほしいということで、具体的には、避難所での提供する物資への配慮、ここにございますとおり、生理用品から始まりまして離乳食まで、こういったものに配慮してほしい、あるいは避難所の設計にも配慮していただきたい、あるいは、この調査会の関係で言いますと、【4】でございまして、「女性に対する暴力を防ぐための措置」ということで、警備の強化とか、トイレを男女別にしていただきたいとか、こういう投げかけを3月16日に行わせていただいております。これは具体的には被災3県、それから政府側の現地対策本部の方に投げかけをさせていただいております。

それから資料8-1にお戻りいただきますが、(2)で、これは今も継続しておりますけれども、現

地のニーズをなるべく吸い上げて、それに対応していきたいということから、男女共同参画局の職員1名を、これは女性も含めてでございますけれども、継続的に宮城県の現地対策本部の方に派遣させていただいておまして、避難所も回ってニーズを把握する取り組みを行っております。

それから(3)でございますが、これは既に被災3県にこの相談窓口が設置されておりますので、これを、DV相談ナビも含めましてですけれども、壁新聞、これはすべての避難所に配布するというようなものでございますけれども、こうした壁新聞などを通じまして、番号の周知徹底を図っております。それから男女共同参画局のホームページにも災害対応のページを作成しておるということでございます。

今後の対応ということが資料8-1の下半分ございまして、23年度予算が成立しましたので、若干執行の工夫をするなどして、東日本大震災への対応ができるような形で3つ事業を進めていこうというものです。まだ計画段階でございますけれども、早ければ連休明けにも進めたいというものでございます。

最初の1は、国が関与する相談サービス事業で、1つ大きな特徴は、そこに書いてございますとおり、避難所の通信事情がまだよくないということもありますし、朝から晩まで避難所にいらっしゃる方がなかなか電話で相談しづらい環境にあるということもありますので、避難所等を巡回訪問するということでの相談サービスでして、これも含めて相談対応していくという事業を、これはまずは岩手県と始めようと思っておりますけれども、連休明けにも実施したいと思っております。

それから2、3は、震災に特化した事業ではないのですけれども、それぞれの事業の枠組みの中で、震災の枠もつくって対応したいというものでございまして、2は、自治体を初め男女共同参画センター、それからNPO等がネットワークを構成して、例えば震災で言えば、そこに(事業例)と書いてございますけれども、復興計画をつくっていくという取組に対して一定の支援をしていくというような事業でございます。これはこちらから一定のメニューに限定するというのではなくて、自治体側の提案を受けて、この事業の目的にかなっているのであれば、広く認めて支援していこうと考えております。

それから3番目のアドバイザー派遣でございます。これは21年度から既に始めておりますけれども、これにつきましても、震災枠をつくりまして、例えば相談員に対する事前研修等にアドバイザーを派遣して対応していきたい。これも自治体等の要望を踏まえて対応していこうと思っております。

簡単でございますが、内閣府の取り組みは以上でございます。

○辻村会長 ありがとうございます。

資料7でございますが、これは第3次男女共同参画基本計画でも第14分野に実は防災のことが明記されておまして、今、御報告いただいたようなさまざまな問題や安全のための課題のほかに、もっと担い手の面で防災会議でありますとか復興会議に男女共同参画の視点を入れて積極的に取り組む必要があるという観点から提言を出しておりますので、御紹介申し上げます。

さらに、少し時間が短くなってしまって恐縮ですが、警察庁からおいでいただいておりますので、資料9ということで簡単に2~3分で御報告をお願いできますでしょうか。

○警察庁 警察庁生活安全企画課の課長補佐で、荻野と申します。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、砂川課長が所用につき欠席をさせていただいております。

誠に恐縮でございますが、私の方から、お手元の資料9を御覧いただきながら、警察における「東日本大震災に関連した女性に対する暴力に関する取組について」、御説明を申し上げたいと思います。

まず項目の1番ですけれども、これは参考データといえますか、平成7年に発生いたしました阪神淡路大震災のときの状況を表として掲載しております。この表は、阪神淡路大震災の発生が1月17日でありましたので、前年の6年から発生年の7年、1年間のスパンでの比較ということで表記しております。この表から読み取れますのは、発生後、兵庫県下において強姦、強制わいせつといった性犯罪の増加は見られなかったというところであります。

また、※印のところに記載がありますけれども、このたびの東日本大震災発災の3月11日から、一昨日になりますけれども、4月26日までの間、被災3県において強姦、あるいは強制わいせつといった認知件数については、前年の同じ時期と比べまして相当減少しているという現状であります。それから避難所等に避難している女性が被害者となった強姦、強制わいせつの発生は、3月11日から4月26日の間の認知はございません。

というところが資料の項目1の御説明になります。

次に項目2の「警察における取組」についてでありますけれども、このたびの東日本大震災の発災後、被災3県のみならず、全国警察を挙げて被災地域の安全・安心の確保に全力を傾注しているところでもあります。

その体制を参考で申し上げますと、被災3県自体の警察官の部隊が約8,000人、そして全国各地から派遣部隊として約4,000人、計1万2,000人の警察官が日々被災地域においてさまざまな活動を展開しているところでもあります。その中で特に避難所における防犯対策、相談への対応等の県外部隊、特別派遣部隊の体制や、被災3県における主な活動を資料の項目2のところに記載してあります。

まず、○印の1つ目でありますけれども、「避難所における防犯対策、相談への対応」ということで、岩手県、宮城県、福島県それぞれに警視庁を始め、各県警察から女性警察官を中心としたきめ細やかな相談に対応できるという体制で、4月18日以降の期間、115名といった体制で各避難所を巡回し、相談対応をしているところです。その反響で、日誌も私自身拝見させていただきましたけれども、遠くから来てくれてありがとうとか、あるいは兵庫県の阪神淡路大震災を経験した女性警察官がひざを交えて話をし、心温まるお礼の言葉をいただいたりということがあり、御紹介をさせていただければと思います。

その次の○印、「防犯、犯罪取締への対応」につきまして、これは、先ほどの女性警察官を中心とした、いわゆる避難所の中の対策等を行う特別派遣部隊とは別の部隊による、避難所の周辺、内外の警戒ということでもあります。機動捜査と書いてありますが、これはいわゆる覆面パトカーにより機動捜査隊と言われる部隊であります。それから地域警察と書いてあるのは白黒、赤色灯をつけたパトカーによる部隊であります。被災3県に、この表にあります体制でそれぞれパトカー、あるいは覆面パトカーを導入し、目配り、気配りを展開しているところでもあります。

その次の「3県の主な活動」としましては、被災者支援班を特別部隊として編成し、最初の1つ目

の〇とはまた別ですけれども、自県で特別チームを編成して避難所を回る、あるいは、被災地域を中心に重点夜間パトロール、特に電気の通ってないところで明るさがいないところなどを中心に、集中的なパトロールを実施しているというものであります。そして、移動交番における相談受理、これは福島県の例ですけれども、避難所に臨時交番を開設して、交通問題、防犯問題、その他もろもろの相談を、約 10 人 1 組のチームで臨時交番を設けて、色々な話、御相談に乗る対応をするというような取り組みも推進しているところであります。

最後に、「3 県において、警備業協会による自主防犯パトロールを実施」とあります。これは警察のみならず、3 県には色々なボランティアの方、あるいは企業、職域でありますところの警備業協会の皆様による自主防犯パトロールが展開されておりますので、警察としても、そういった地域ボランティアの皆さん、職域の警備業協会の皆さんとも連携をとりながら、安全・安心に取り組んでいるというところであります。

○辻村会長 どうもありがとうございました。時間がなくて恐縮でございました。委員の皆様方にも、この問題について御発言、御要望等あるかもしれませんが、どうしても何かあれば。

よろしいですか。

それでは、本日は、パープルダイヤルの実施結果について御報告いただきまして、皆様の御意見を踏まえて、私どもといたしまして次回以降まとめしていくということにさせていただきます。次回の日程だけ、事務局の方からお願いいたします。

○原暴力対策推進室長 次回ですけれども、5 月 31 日、火曜日、15 時から、中央合同庁舎 4 号館の共用 108 会議室での開催となっております。どうぞよろしく願いいたします。

○辻村会長 ありがとうございました。次回、5 月 31 日、15 時、3 時から中央合同庁舎 4 号館ということでございます。

それでは、これで本日の第 54 回の専門調査会を終わらせていただきます。本日はどうもありがとうございました。